■生産工程管理基準 【区分:農産物 （青果物） 】

県産品認証制度を活用しようとする生産者は、常に消費者に安全で安心な農産物を提供することを考えながら、以下に掲げる認証基準（チェックリスト）に基づく各項目について、まじめに、また正直に取り組むものとする。

項目		管理すべきポイント		適合基準
1 経営全般	1.1 責任の明確化	1.1.1	責任と権限が明確になっているか。	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある。 ① 農場の責任者 ② 商品管理の責任者 ③ 施肥の責任者 ④ 農薬使用の責任者
	1.2 経営資源の管理	1.2.1	すべての圃場と施設を把握し、それぞれでの作業を記録しているか。	圃場地図、圃場一覧、標識などがあり、すべての圃場と施設が識別できる。 各圃場と各施設での作業を記録している。
		1.2.2	圃場の過去の使用履歴や周辺環境を把握し、有害物質による土壌汚染がないことを確認しているか。	土地の使用履歴、土質分布図等により土壌汚染の有無や周辺環境を把握している。
		1.2.3	農業者自らが開発した知的財産を保護・活用しているか。	新たに開発した技術・商標は、活用手段について、適切な選択（権利化、秘匿、公開）を検討し、文書化を行っている。
	1.3 食の安全や法令遵守	1.3.1	生産者は年1回以上、食の安全や法令に関する研修等を受けているか。	生産者は、食の安全や法令に関する研修等を年1回以上受けている。
	1.4 生産計画の作成	1.4.1	生産計画書があるか。	下記の項目が含まれている生産計画書がある。 ①品目 ②圃場 ③作業時期 ④収穫時期 ⑤収穫予定数量 ⑥出荷先
	1.5 圃場の衛生管理	1.5.1	整理整頓し清潔な農場を維持しているか。	ほ場やハウスには廃棄物・不要物が散乱していない。
	1.6 消費者の信頼構築	1.6.1	生産者は積極的に消費者と接する機会を持ち、消費者の意識を把握する努力を行っているか。	生産者自らが店頭で販売促進を行うなど、積極的に消費者と接する機会を持ち、消費者の意識を把握する努力を行っている。
		1.6.2	包装ラベルに生産者名を分かりやすく表示するなど、消費者が安心して購入できるような情報提供を行っているか。	包装ラベルに生産者名を分かりやすく表示する、生産者の顔や産地風景などの店頭掲示用の写真を用意するなど、消費者が安心して購入できるような情報提供を行っている。
	1.7 記録の保存	1.7.1	記録・帳票類を適切に保管しているか。	下記の記録・帳票類が適切に保管されている。 ①農産物の出荷等に関する記録については1～3年間保管している。（保存期間は取り扱う流通実態に応じて設定） ②農産物の出荷等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間を保管している。

項目		管理すべきポイント		適合基準
	1.8 自己点検	1.8.1	生産工程管理基準の「管理すべきポイント」の自己点検を行っているか。 また、自己点検の結果、不適合だった項目を改善しているか。	日頃から自己点検を行っている。 また、自己点検の結果、不適合だった項目について、適合基準を満たすよう改善している。
2 農産物の安全	2.1 水の安全性確保	2.1.1	未処理の下水が圃場に入ってこないようにしているか。また、灌漑用水中に農産物に危害を及ぼす要因がないか。	未処理の下水は灌漑に使わず、下水が圃場に入ってこないようにしている。また、灌漑用水中に、重金属、化学物質、微生物等農産物に危害を及ぼす要因がないか、把握に努めている。
		2.1.2	農産物を最後に洗う水、または輸送時に農産物と触れる氷は衛生的に取り扱われており、飲んでも害がないものか。	農産物を最後に洗う水や農産物と触れる氷を衛生的に取り扱っている。また、水道水以外の水源を利用している場合は、水質検査を年1回以上行い、飲用に適していることを確認している。
	2.2 種苗の安全性確保	2.2.1	品種登録制度を守っているか。	許諾の必要な品種の種苗については、許諾を得て栽培している。
		2.2.2	種苗の品質を確認し、記録している。また、種苗に対する農薬の使用を記録しているか。	品種名、ロット番号、販売者、購入年月日、購入までの使用農薬の成分と使用回数を記録している。自ら採種している場合、種苗の出所を記録する。種苗に農薬を使用した場合は、2.7.8に従って記録している。
	2.3 肥料の適正保管	2.3.1	肥料は台帳により管理されているか。	化学肥料や梱包された肥料の在庫台帳があり、入庫、使用のたびに更新されている。
		2.3.2	肥料が農産物、種苗、梱包剤、農薬などと接触しないように、また水源を汚染しないように保管しているか。	化学肥料や梱包された肥料の保管場所は下記の項目を満たしている。 ①覆いがあり、肥料が日光、霜、雨等の影響を受けないようになっている。 ②きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。
	2.4 肥料の適正利用	2.4.1	施肥の責任者が決まっているか。その責任者は施肥に関する十分な知識を持っているか。	施肥の責任者は普及指導員の資格を持っているか、これと同等の知識を持っている者、もしくは農協営農指導員や普及指導員の助言を受けている者とする。実際の施肥設計にあたっては、堆肥に含まれている窒素、リン酸、カリなどの含有量を考慮に入れている。
		2.4.2	堆肥などの有機質肥料は、施肥前にそのリスクを把握し、リスクが大きいと判断される問題点について対処したか。	堆肥などの有機質肥料はその原材料を把握している。また、伝染病の感染、雑草の種の含有、不十分な発酵状態、重金属の混入などのリスクを把握し、リスクが大きいと思われる有機質肥料は使用しないなど、適切な対策を行っている。
		2.4.3	肥料・堆肥散布機の使用前点検を毎回行い、正確に散布できることを確認しているか。	試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。部品・油の交換や修理を行った場合はその記録を残す。
		2.4.4	養液栽培の場合、培養液の汚染防止対策をとっているか。	培養液の汚染を防ぐため、培養液の交換の実施、微生物的・科学的汚染を低減するための対策が取られている

項目		管理すべきポイント		適合基準
		2.4.5	施肥について適切に記録しているか。	施肥について以下の内容を記録している。 ①施肥した圃場②日付③肥料の商標名と成分④施肥量⑤施肥方法⑥作業者名
		2.4.6	生活排水や人糞を使用していないか。	生活排水や人糞を圃場に使用していない。
	2.5 農薬の適正保管	2.5.1	農薬は台帳により管理されているか。	農薬の在庫台帳があり、入庫と出庫の記録がつけられている。
		2.5.2	農薬は適切な場所で適切な方法で保管されているか。	農薬の保管場所及び保管方法は、下記の項目を満たしている。 ①作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬を分けて保管している。 ②保管庫は強固なつくりである。 ③適切な温度条件が保たれている。 ④立ち入り可能な保管場所の場合、通気性がある。 ⑤ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑥農薬関係以外のものは置かれていない。 ⑦引火しにくい材質でできている。 ⑧棚は非吸収性の材質でできている。 ⑨危険性を警告する表示がある。 ⑩鍵がかかっており、鍵の管理責任者がいる。 ⑪農薬がこぼれないように、また万が一こぼれた際に混ざらないようになっている。 ⑫容器からの農薬流出に対処する設備（トレイや囲い、砂、ほうき、ちりとり、ゴミ袋等）がある。 ⑬農薬は購入時に入っていた容器のままで保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示が書き写されている。
	2.6 ドリフト対策	2.6.1	農薬のドリフト（飛散）の危険性について把握し、対策をとっているか。	周辺圃場からのドリフトや、自分の圃場内でのドリフトについて危険性を認識し、周辺の生産者及び住民とコミュニケーションをとるなどして対策を行っている。また、周辺地へのドリフトがないように、散布方法や風などに気をつけている。
	2.7 農薬の適正利用	2.7.1	農薬使用の責任者が決まっているか。その責任者は農薬に関する十分な知識を持っているか。	農薬使用の責任者が農薬の選択と散布計画の立案と実行の指示を行っている。その責任者は農薬管理指導士、普及指導員、毒物劇物取扱者、薬剤師などの資格を持っているか、またはこれらの資格を持った技術者等の助言を受けている。
		2.7.2	登録農薬及び特定農薬だけを使用しているか。	使用禁止農薬を使用していない。また、輸出用作物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っている。
		2.7.3	農薬の収穫前日数と使用回数は守られているか。	農薬散布記録と収穫日の記録によって、使用基準が守られていることが分かる。特に連続して収穫する作物は、誤って収穫するのを防ぐ工夫をしている。農薬散布記録とラベルの指示によって使用回数が守られていることがわかる。

項目		管理すべきポイント		適合基準
		2.7.4	農薬の準備・散布はラベルの指示に従い、正確に希釈しているか。	全ての農薬の準備（混合・希釈）と散布は、ラベルの指示または防除指針に従っている。また、農薬を正確に計ることができる器具があり、平らな場所で水を準備するなど、水を正確に計量している。なお、土壌燻蒸剤を使用する場合は、被覆することで外部への拡散を防いでいる。
		2.7.5	農薬散布を準備する場所は、農産物や環境に危害のない状態か。	農薬散布を準備する場所は、農産物や環境に危害のない状態である。
		2.7.6	農薬散布機の使用前点検を毎回行い、正確に散布できることを確認しているか。	ノズル、ホース、接合部のチェックなど行い、試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。部品・油の交換や修理を行った場合はその記録を残している。
		2.7.7	農薬使用後、残った農薬は適切に処理し、農薬散布機を洗浄しているか。	残った農薬の処理は、地域の行政の指導に従っている。行政の指導がない場合は、散布後に残った農薬は規定の散布量を超えないことを確認して散布ムラに散布するか、農産物に危害のない非耕作地に廃棄する。使用後に農薬が残らないように散布機を洗浄している。
		2.7.8	農薬散布を適切に記録しているか。	農薬の使用について、下記の項目を記録している。 ①対象作物及び品種②散布場所③日付④農薬の商標名及び有効成分 ⑤希釈倍数と散布量⑥作業者名⑦散布の根拠となった病害虫や除草 ⑧農薬散布機・散布方法⑨使用時期⑩責任者名
	2.8 農薬の適正処分	2.8.1	農薬の空容器は適切に保管し、適切に処分しているか。	農薬の空容器の保管は以下のことを守っている。 ①空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ②容器内に農薬が残っていない。 ③空容器は他の目的に使用しない。 ④人間、動物、農産物や梱包剤と接触しないように安全に保管、処分する。 また、農薬の空容器の処分は以下のことを守っている。 ①地域の行政の指導に従って処分している。 ②地域に回収・処分サービスがあれば、それを利用する。 ③野焼きをしない等、環境汚染を起こさないようにする。
		2.8.2	最終有効年月を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は安全に保管・識別し、適切に処分しているか。	最終有効年月を過ぎた農薬や使用禁止となった農薬は安全に保管・識別し、地域の行政の指導に従って処分している。

項目		管理すべきポイント		適合基準
	2.9　収穫の過程	2.9.1	収穫して農産物取扱い施設へ輸送するまでの過程における農産物の安全に関するリスクを把握しており、そのリスクを減らすための対策、ルール、手順を定めているか。その対策等を作業者全員に周知・実行させているか。	収穫して農産物取扱い施設へ輸送するまでの過程における、病原菌、化学物質、異物混入のリスクを把握している。 そのリスクを減らすための対策、ルール、手順が文書化もしくは表示されており、作業者全員に周知・実行させている。 例えば、病気やケガのある人は作業をしない。ごみ、たばこの吸殻、ガラスなどの異物が混入しないようにする。トラックやコンテナが他の目的で使われている場合、定期的に清掃している。
	2.10 農産物の取扱	2.10.1	農産物取扱いの作業と施設について、農産物の安全に関するリスクを把握しており、そのリスクを減らすための対策、ルール、手順を定めているか。その対策等を作業者全員に周知・実行させているか。	農産物取扱いの作業と施設について、病原菌、化学物質、異物混入のリスクを把握している。 そのリスクを減らすための対策、ルール、手順が文書化もしくは表示されており、作業者全員に周知・実行させている。 例えば、病気やケガのある人は作業をしない。手洗い、爪の長さ、喫煙・休憩・食事の場所などに関してルールを定める。 また、訪問者に衛生上のルールを守らせている。
		2.10.2	適切な施設で農産物を保管・選別・包装しているか。	農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ①定期的に清掃されており清潔である ②食品業界で使用が許可されている清掃用品や潤滑油を使用している ③清掃用品や潤滑油は、農産物と離れた場所に置かれている ④農産物の上にある照明は壊れたときに破片が飛び散らないようになっている ⑤動物、害虫などが入れないようになっている。入ってしまった場合の駆除対策があり、対策を記録している ⑥床は乾燥している ⑦保管する場所は温度と湿度が管理されている ⑧作業場と区別されたところに清潔なトイレ・手洗い場がある。トイレ･手洗い場には清潔な水・石けん・タオル類が常備され、手洗いのルールが表示されている。 ⑨照明は十分な明るさが確保されている。 ⑩りんごにおける、保存中に青カビが発生しないようにかび毒（パツリン）汚染の低減対策の検討を行い、実施している。
	2.11　商品管理とトレーサビリティー	2.11.1	商品管理が特定の責任者のもとで行われているか。その商品管理は商品に関して十分な知識を持っているか。	商品管理の責任者は、生産過程での指導、農産物の品質チェック、クレームを受けた農産物の原因追求と問題点の改善を行っている。
		2.11.2	出荷先との間にトレーサビリティーのしくみがあるか。	出荷する商品からその農産物を作った生産者と圃場が特定できる。生産者は圃場ごとに、自分が作った農産物の出荷先を把握している。 下記の内容を記録し、出荷に関する情報をさかのぼれる。 ①品目 ②出荷日 ③出荷数量 ④出荷先 ⑤収穫日 ⑥ほ場の名称またはほ場番号 ⑦収穫ロット番号等

項目		管理すべきポイント		適合基準
		2.11.3	認証された農産物と他の農産物が混同することのないようにライン等で区別しているか。	'集荷場や出荷場において認証された農産物と他の農産物が混同することのないように、ライン等で区別している。
		2.11.4	出荷物に対する問い合わせやクレームがあった場合、それに適切に対処しているか。	出荷物に対する問い合わせやクレームがあった場合、内容を記録し、その原因追及を行い、問題点を改善した後、その結果を記録している。
3 環境への配慮	3.1「環境農業宣言」	3.1.1	環境に配慮した青果物の生産を行うことを「環境農業宣言」により宣言し、実践しているか。	3.2～3.7の取組や、独自の環境負荷軽減のための工夫、環境農業の普及のための取組について「環境農業宣言」により宣言し、実践している。
	3.2 土壌や水の保全	3.2.1	土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用しているか。	排水を工夫するなど、土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。
		3.2.2	堆肥の使用など、よい土作りのための努力を行っているか。	よい土作りのために、堆肥の使用、緑肥の栽培などを行い、土壌改善、土壌団粒化、土中の微生物量の増加などに努めている。また、堆肥は保管場所から流出や漏出しないようにシート等で覆っている。
	3.3 環境負荷低減に配慮した肥料・農薬使用	3.3.1	肥料の種類と量を決めるために、土壌診断（または培養液の分析）を行うなど、施肥量を減らす工夫をしているか。	土壌診断（または培養液分析）の結果に基づいて、肥料の種類と量が決定されている。「肥料コスト低減マニュアル」等に基づき、施肥量を減らす工夫をしている。
		3.3.2	使用した農薬や肥料が地下水や河川水などの水源を汚染しないように工夫しているか。	水質汚濁性の農薬を使用しないようにするなど、農薬が水源を汚染しないよう工夫している。地下水や河川水を硝酸態窒素などで汚染しないよう、必要最小限の施肥量を適切な方法で施肥している
		3.3.3	環境負荷低減を図るため、化学農薬散布を減らす工夫をしているか。	病害虫の発生状況を参考に、耕種的防除法、物理的防除法、生物的防除法等を活用し、化学農薬散布を減らす工夫をしている。また、農薬責任者は講習会、アドバイザーなどを通じて情報収集をしており、防除に関する知識を高める努力をしている。
		3.3.4	耐性を生じないような防除計画になっているか。	耐性を生じないよう、過去1年間に使用した農薬を把握し、防除計画の作成に利用している。

項目		管理すべきポイント		適合基準
	3.4 ごみの減少やリサイクル	3.4.1	生産過程で出るごみを減らす努力をしているか。	生産過程で出るごみを減らす努力をしている。ごみは分別して決められた場所に保管し、リサイクルできるごみはリサイクルしている。稲わら・麦わら・野菜くずなどの作物残さは堆肥として圃場に還元したり、家畜の飼料として利用するなどの工夫をしている。
		3.4.2	出荷・流通過程でごみを減らす努力をしているか。	出荷・流通過程でごみを減らす努力をしている。
		3.4.3	生産過程で出るごみは適切に処理しているか。	生産過程で出る廃油、廃プラ、植物残さ、その他環境を汚染しかねない物質を把握している。それらのごみは、地域の指導に従い、適切に処理している。また、使用済み農業資材の野焼き、放置、埋め立てをしていない。
	3.5 省エネ対策	3.5.1	機械や施設を使用する際に、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう工夫しているか。	機械の導入にあたってはエネルギー効率の高いものを選ぶ。必要以上の加温や保温または乾燥を行わないよう、適切な温度管理をする。不要な照明は消灯する。加温時期における管理については省エネマニュアルを活用している。
	3.6 特定外来生物	3.6.1	外来生物を適切に管理をしているか。	① 農業生産で使用する外来生物(導入天敵やマルハナバチ等)が生態系を乱さないような管理をしている。 例えば、栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆。使用後のハチの確実な殺処分の実施。 ② セイヨウオオマルハナバチの飼養は許可を取得している。
	3.7 生物多様性	3.7.1	野生動植物を把握し、その対策をとっているか。	農場と農場周辺に生息する動植物を把握しており、それらと自分の農業活動にどのような関係があるかを認識している。その対策をとっている。
4 作業者の安全	4.1 危険作業の把握	4.1.1	作業者の健康と作業時のリスクを把握しており、そのリスクを減らすための対策、ルール、手順を定めているか。その対策等を作業者全員に周知・実行させているか。	作業者の労働が過重とならないようにするとともに、健康診断の受診等により作業者の健康維持に努めている。また、作業者にとって危険な場所や作業を把握しており、事故を防ぐための対策、ルール、手順が文書化もしくは表示されている。その対策等が、作業者全員に周知・実行されている。危険な設備・機械を操作する作業者や農薬を取り扱う作業者が十分な訓練を受けたことが記録で分かる。
	4.2 保険の加入	4.2.1	事故後の農業生産の維持のため、労災保険に加入しているか。	①常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。 (常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く) ②必要に応じて障害共済等の任意保険に加入している。

項目		管理すべきポイント		適合基準
	4.3 機械等の適正な利用	4.3.1	安全な農業機械を使用しているか。	① トラクターなどの乗用型機械は転倒事故防止対策をとっている。 ② 取扱説明書の内容を承知している。 ③ 機械の使用前、使用後の各段階において、メンテナンスをする などその機械の性能が十分に発揮できることを確認している。 ④ 使用する機械は、それぞれの安全対策のルールを決めている
	4.4 燃料等の適正な管理	4.4.1	適切に燃料を保管しているか。	① 燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認している。 ② 燃料タンクの容量にあった防油堤を設置している。 ③ 内容物に適した容器を用いている。 ④ 燃料のそばで火気を使用しない。
	4.5 服装及び保護具の着用等	4.5.1	作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防護服を着用しているか。防護服と防護装備を適切に保管しているか。	作業者は農薬のラベルの指示に従って、ゴム靴、防水服、ゴーグル、ゴム手袋、マスクなどの防護服を着用している。また、防護服は着用後は洗浄している。 すべての防護服と防護装備は農薬と離れており、換気の良い場所に保管されている。
	4.6 事故後の対応	4.6.1	事故や緊急事態の対応はすべての作業者に明確に理解されているか。緊急時の手順は表示されているか。	事故や緊急時の手順や連絡先が定められており、作業者全員に周知されている。
		4.6.2	作業者が事故にあった場合に対処する設備があるか。	作業者が事故にあった場合に対処できるように、近くに清潔な水源があり、救急箱、緊急連絡先と応急措置の仕方が書かれた事故の際の対処手順書が常備されている。